

令和7年度
志木市立小学校施設開放
利用の手引き



志木市教育委員会生涯学習課

1 学校施設開放について

志木市では、学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条第1項の規定に基づき、学校教育に支障がない範囲で、志木市教育委員会の所管する小学校の校庭・体育館を市民の文化、スポーツ及びレクリエーション活動の場として開放しております。

(1) 開放校 ※市内全小学校（8校）

学校名	開放施設	所在地
志木小学校	校庭・体育館	本町1-10-1
志木第二小学校	校庭・体育館	館1-2-1
志木第三小学校	校庭・体育館	柏町3-2-1
志木第四小学校	校庭・体育館	館1-4-1
宗岡小学校	校庭・体育館	中宗岡3-1-1
宗岡第二小学校	校庭・体育館	上宗岡3-13-1
宗岡第三小学校	校庭・体育館	下宗岡1-15-30
宗岡第四小学校	校庭・体育館	上宗岡1-1-2

(2) 開放時間

施設	平日（学校授業日）	土・日・祝休日・長期休業日
体育館	17:30～21:30	9:00～21:30
校庭		9:00～17:00
7月から9月までの校庭		8:00～17:00 ※熱中症アラートが発令された場合は、できるだけ利用を控えてください。

※学校行事や市の事業などで使用できない場合もあります。

(3) 登録手続について

学校施設を利用するためには、まず団体登録手続きが必要です。

ア 登録要件

- ① 志木市内在住・在勤・在学者が10名以上かつ利用者総数の過半数を超える団体であること。
- ② 開放施設に影響が生じると判断される種目（床や壁に傷が付く恐れのある種目）でないこと。
- ③ 営利を目的とした団体でないこと。
- ④ 団員が中学校で所属している部活動と重複していないこと。
団員が複数の団体に同種目での登録をしていないこと。（中学校開放も含む）

イ 登録の原則

○ 1団体1校のみの登録です。

ただし、施設改修工事等で登録学校施設が利用できない場合を除きます。【6ページの「3学校施設の改修工事予定について」をご確認ください。】

⇒工事期間中の振り替え利用については、お互い協力し、調整をお願いいたします。

○ 登録の有効期限は1年間（3月末日まで）です。

ウ 登録方法

以下の必要書類に必要事項を記載し、生涯学習課（スポーツ振興グループ）へ直接または郵送、電子申請にて提出してください。

提出書類

- ① 学校施設利用団体登録申請書
- ② 学校施設利用団体登録名簿 ※¹
- ③ 学校施設利用団体確認書 ※²
- ④ 学校施設利用誓約書※³

電子申請



URL : <https://logoform.jp/f/2SeW7>

※1 登録名簿は、「氏名」「ふりがな」「年齢」「住所」「電話番号」の記載をお願いいたします。また、「市内在住・在勤・在学・市外」いずれかに丸を付け、「市内在勤・在学者」のみ、勤務先名または学校名の記載をお願いいたします。

※2 「緊急時連絡先」は、市または学校から連絡する必要がある場合に使用いたします。「電気料納入通知書送付先」は、団体代表者（監督者）以外の方に送付を希望する団体のみご記入ください。

※3 記載前に、必ず【「学校施設開放」利用についてのお願い】を十分にご確認ください。

エ 登録許可

提出された書類の内容等を教育委員会において審査し、登録の可否を決定いたします。

登録を許可した団体に対して、「学校施設利用団体登録証」を交付いたします。

オ 登録変更

生涯学習課（スポーツ振興グループ）に提出済の登録書類の内容に変更が生じた場合は以下の必要書類に必要事項を記載し、生涯学習課（スポーツ振興グループ）へ直接または郵送、電子申請にて提出してください。

提出書類

- ① 学校施設利用団体登録変更届

電子申請



URL : <https://logoform.jp/f/rVv00>

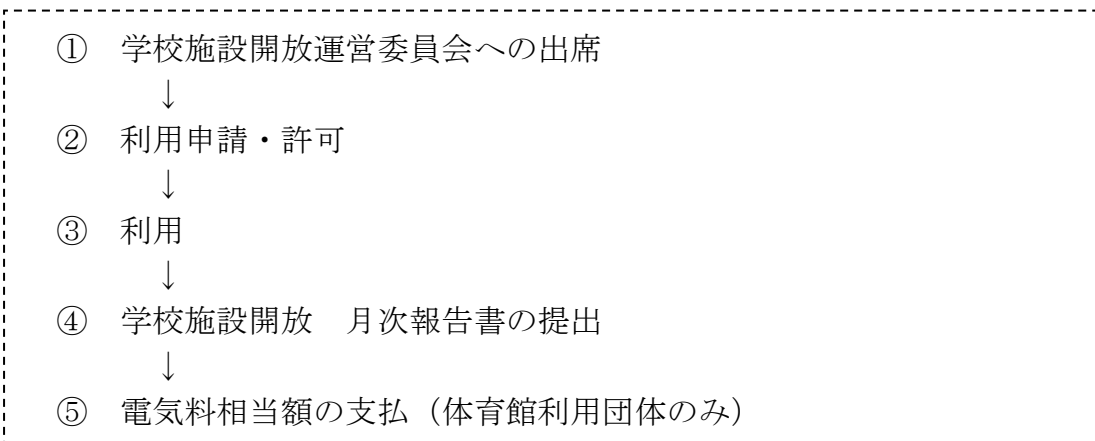
カ 鍵の借用

体育館を利用する団体、および校庭利用の際に鍵が必要な団体は、生涯学習課（スポーツ振興グループ）にて鍵を借用してください。（志木小学校は、施設警備上、鍵を貸出ししていません。）

- ❖ 一時利用の場合・・・利用される週に生涯学習課（スポーツ振興グループ）窓口までお越しください。鍵を貸出いたします。利用終了後、速やかに鍵を返却してください。
- ❖ 定期利用の場合・・・貸出期間は1年間です。次年度の登録申請手続き時に、鍵番号を確認いたします。

（４）利用の流れについて

利用の流れ



① 学校施設開放運営委員会への出席

施設の有効利用を図り、円滑な利用日の調整を行うため、各学校に学校施設開放運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置しています。施設を利用するためには、必ず出席をしてください。

学校施設開放運営委員会とは

- ❖ 組織・・・各利用団体の代表者※¹及び各校の教頭先生等で構成されます。
- ❖ 役員・・・互選により、運営委員長（各利用団体の代表者より選出）及び副運営委員長（各学校の教頭先生）を各1名置いています。
- ❖ 会議※²・・・数か月ごとに開催し、利用日の調整、学校及び団体間の連絡調整を行います。
- ❖ 日程優先順位・・・学校行事、公の団体の行事（市、保育園、幼稚園等）は最優先といたします。

※¹ 代表者が出席できない場合は、団体内で代理の方が出席してください。

※² 会議の開催日程は、各学校で異なりますので、生涯学習課（スポーツ振興グループ）または副運営委員長（教頭先生）にお問い合わせください。一時利用団体は原則、新年度初回の会議及び使用する月の予定を決める会議に出席してください。

② 利用申請・許可

学校施設開放運営委員会に出席し、利用日が決定したら利用申請をします。許可を受けると利用することができます。

- ❖申請・・・運営委員会に出席し、利用日の調整後、「学校体育施設開放団体利用申請書」
※¹に記入してください。副運営委員長を通じて、教育委員会へ提出されます。
- ❖許可・・・「学校体育施設開放団体利用申請書」は複写となっています。1枚目が提出用（「学校施設開放団体利用申請書」）、2枚目が団体控え用（「学校施設開放団体利用許可書」）
です※²。電子申請の場合は、団体にメールで「学校施設開放団体利用許可書」を送信いたします。

※1 「学校体育施設開放団体利用申請書」は生涯学習課（スポーツ振興グループ）で配布しています。

※2 使用が許可された後でも、学校行事や施設の工事、市の事業などにより使用ができなくなる場合もありますので、予めご了承ください。

提出書類

- ① 学校体育施設開放団体利用申請書

電子申請



URL : <https://logoform.jp/f/Y5eGZ>

③ 利用時の注意点

【「学校施設開放」利用についてのお願い】の内容を遵守してください。遵守事項に反した場合、利用の停止または許可を取り消す場合があります。

④ 利用時間について

広く市民が活動できる機会の確保と、利用者の心身の健全な発達等を考慮して、長時間の活動はなるべく控えて下さい。

⑤ 学校施設開放 月次報告書の提出

学校施設開放 月次報告書について

以下の必要書類に必要事項を記載し、施設を使用した月の翌月10日までに、生涯学習課（スポーツ振興グループ）へ直接または郵送、FAX、電子申請、学校ポストのいずれかの方法で提出してください。なお、記載内容の控えについては各団体に管理をお願いいたします。（コピー、写真等）

利用時に発見した施設の問題等がございましたら、裏面の特記事項に利用日と内容をご記入いただくか、メールまたは電話にて生涯学習課（スポーツ振興グループ）へご報告をお願いいたします。

提出書類

- ① 学校施設開放 月次報告書

電子申請



URL : <https://logoform.jp/f/BHW43>

⑥ 電気料相当額の支払

体育館を利用している団体につきましては、体育館利用にかかる電気料をご負担いただいています。詳細は「電気料相当額の納入について」をご確認ください。

「学校施設開放 月次報告書」を基に、納入通知書を発行し、団体の代表者（原則）へ郵送いたします。利用団体は納入期限までにお支払ください。

◆電気利用料金について

利用者からの申告により、以下のとおり照明及び空調の実費相当分を徴収いたします。（1時間当たり）

照明：100円

空調：300円

※ 端数の時間は切り上げ（例：1時間20分使用→2時間で計算）

年度末利用分の電気料金納入について

前年度に利用した分の電気料相当額につきましては、市の会計の都合上、5月末日までに納入いただく必要があります。特に、3月に利用した電気料の申告および納入につきましては、通常より早めに手続きいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

2 注意事項

学校施設開放事業は、学校教育活動に支障がない範囲において、地域住民に広く学校施設を開放することで、市民のスポーツ振興・生涯学習の推進に寄与することを目的としています。

市民に最も身近なスポーツ活動の場であり、地域住民の活動拠点として大きな役割を担う学校施設ですが、大前提として、子どもたちにとって大切な教育の場である学校施設をお借りしているものです。

活動中の大きな声や音、違法駐車、学校内や学校周辺での喫煙、学校備品の損傷やボールの飛び出しなどが問題となっています。子どもたちの模範になるような利用をするとともに、利用する学校の先生方からも信頼を得て、いつも快く学校を開放していただけるような使い方を心がけてください。

① 利用のルール

【「学校施設開放」利用についてのお願い】に記載しています。内容を熟読し、団体の会員全員で遵守してください。また、試合等で対戦相手や関係者が来校する場合も、ルールについてお伝えいただき、適切に利用してください。

②利用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合、該当行為の生じた月の利用許可を全て取消いたします。

事情を聞いた上で、利用状況が学校施設開放の趣旨に反しており、以後も利用状況の改善が見込めないと判断した場合は、団体登録を取り消す場合があります。

- ◆虚偽の申請により登録したことが発覚したとき
- ◆活動内容が社会教育の振興にふさわしくないものであるとき
- ◆学校や教育委員会の指示に従わなかったとき
- ◆利用方法が学校の教育活動に支障をきたしたとき
- ◆他の利用者に損害または迷惑を及ぼすと認められるとき
- ◆秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき
- ◆借り受けた鍵を複製したことが発覚したとき
- ◆汚損・損傷をし、報告を怠ったとき
- ◆学校及び教育委員会が認めていない時間及び場所を使用したとき

3 学校施設の改修工事予定について

令和7年度につきましては、現在のところ小学校の施設開放に影響のある工事の予定はございません。

※ 緊急に工事が必要となり、学校施設が利用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 問合せについて

何かお困りのこと、ご不明点等ございましたら、下記より生涯学習課（スポーツ振興グループ）へお問い合わせください。

生涯学習課（スポーツ振興グループ）

窓口・電話 住 所：志木市中宗岡1-1-1 志木市役所2階

電 話：048-473-1183

E-Mail：syogai@city.shiki.lg.jp

時 間：8時30分から17時15分まで

※令和7年4月1日(火)より8時45分から16時30分までとなります。

Logo フォーム いつでもフォームから問合せできます。

URL：<https://logoform.jp/f/QVb52>

問合せはこちら

